

民法上の要件事実を逐条形式で まとめた唯一の書!

民法上の要件事実を網羅したシリーズ第4版!

第4版 要件事実民法

全9巻

[著] 大江 忠 (弁護士)



第4版 要件事実民法 <全9巻>		A5判	上製・ケース付
全9巻		定価	本体64,900円+税
(1)	総 則 <補訂版>	定価	本体 7,900円+税
(2)	物 権	定価	本体 5,800円+税
(3)	担保物権 <補訂版>	定価	本体 6,800円+税
(4)	債権総論 <補訂版>	定価	本体 7,200円+税
(5)-1	契 約 I	定価	本体 9,200円+税
(5)-2	契 約 II	定価	本体 9,200円+税
(6)	法定債権	定価	本体 5,800円+税
(7)	親 族	定価	本体 5,800円+税
(8)	相 続 <補訂版>	定価	本体 7,200円+税

NEW!
債権法改正に対応!
判例・学説もフォローした
補訂版



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

本シリーズの特色

- 要件事実に着目し、条文ごとに解説!
- 豊富な判例情報や学説をまとめた充実のシリーズ!
- 訴訟物、請求原因ごとに解説! 答弁書作成のヒントに!

総則(補訂版)のポイント

- 債権法改正後の条文に完全対応!
- 新判例の動向や引用文献の見直しなど、情報をアップデート! 実務家納得の補訂版!

内容見本

する受領物引渡義務は消滅し、それとともに、本人に対する受領物引渡義務もまた消滅するものと解するのが相当である」としている。

●【改正法】(代理権の濫用)

第107条 代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。

1 代理権の濫用の規定の新設

代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をすることを「代理権の濫用」という。最判昭和42年4月20日民集21.3.697〔27001087〕【I26】は、代理人が自己又は第三者の利益を図る目的でした代理権濫用行為について、心裡留保に関する93条但書を類推適用し、相手方が代理人の目的を知り又は知ることができた場合には代理行為は無効と解していた。しかし、代理権の濫用の場合においても、代理人はその代理の効果に本人に帰属させる意思を有しており、その効果を無効と解するのは疑問である。むしろ、それを無権代理と構成して、本人の追認(113条)や無権代理人に対する責任追及(117条)の余地を認めるのが妥当である。

そのため、本条は、代理行為の効果を否定する要件は93条但書を類推適用する判例法理に従いつつ、その効果は「代理権を有しない者がした行為」(無権代理)と定めることとした。

なお、代理権濫用行為の相手方からの転得者については、①94条2項の類推適用や、②192条の即時取得による保護、③代理権濫用行為と利益相反行為との類似性、連続性の観点から、利益相反行為と同様、本人が転得者の悪意を主張・立証すべきとする見解など解釈に委ねられる(下記の2番目の設例の再抗弁(第三者の善意)は、①の見解によっている)。

訴訟物 XのYに対する売買契約に基づく代金支払請求権
*本件は、XがYの代理人Aと締結した本件土地の売買契約

(代理権濫用)

- 抗弁** 1 Aは、請求原因1の契約締結の際に、自己又は第三者の利益を図る目的を有していたこと
2 Xは請求原因1の契約締結の際に、抗弁1の代理権濫用の目的であることを知っていたこと又は知ることができたとの評価根拠事実
*本人Yの側が相手方Xの悪意又は重過失の主張・立証責任を負担することとしているのは、代理権濫用行為に該当するかどうかは外形的に判断されるものではなく、相手方Xにおいてこれを認識するのは容易でないからである。

(過失の評価障害事実)

- 再抗弁** 1 Xが請求原因1の契約締結の際に、抗弁1の代理権濫用の目的であることを知ることができたとの評価障害事実

訴訟物

XのYに対する所有権に基づく返還請求権としての不動産引渡請求権
*本件は、不動産の所有権が売買契約によりYからBに、BからXに移転したとして、XがYに対し、所有権に基づく不動産の引渡しを求めたところ、YはYB間の売買に携わったY代理人Aの代理権濫用についてBの悪意・有過失を主張し、Xはその事実を知らないで買い受けたと主張した事案である。

- 請求原因** 1 本件不動産は、請求原因2当時、Yの所有であったこと
2 AはBとの間で、本件不動産を代金1,000万円で売買する契約を締結したこと

●【改正法】(自己契約及び双方代理等)

第108条 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。
2 前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

●【改正前】(自己契約及び双方代理)

第108条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

1 自己契約及び双方代理

改正前108条本文は、自己契約・双方代理の禁止を定め、同条但書は、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為に限って、その例外を認めることを定めていた。そして、判例は、本条違反の法律行為の効力につき、代理権授与の効力が無効となるため、当該法律行為が無権代理として無効と解していた(最判昭和47年4月4日民集26.3.373〔27000575〕)。

改正法の本条1項本文は、この判例法理を明文化して、自己契約・双方代理の形で契約を締結した場合、それは無権代理行為とみなされることを明確にした。

なお、当事者が、契約に基づく法律効果を主張する場合には、本条但書に

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索



キリトリ線

申込書(第一法規刊)			
書名	価格	部数	
第4版 要件事実民法 全9巻	定価71,390円(本体64,900円)	部	
第4版 要件事実民法(1) 総則(補訂版) [068841]	定価 8,690円(本体 7,900円)	部	
第4版 要件事実民法(2) 物権 [103408]	定価 6,380円(本体 5,800円)	部	
第4版 要件事実民法(3) 担保物権(補訂版) [063297]	定価 7,480円(本体 6,800円)	部	
第4版 要件事実民法(4) 債権総論(補訂版) [064501]	定価 7,920円(本体 7,200円)	部	
第4版 要件事実民法(5)-1 契約I [056630]	定価10,120円(本体 9,200円)	部	
第4版 要件事実民法(5)-2 契約II [056648]	定価10,120円(本体 9,200円)	部	
第4版 要件事実民法(6) 法定債権 [103424]	定価 6,380円(本体 5,800円)	部	
第4版 要件事実民法(7) 親族 [103325]	定価 6,380円(本体 5,800円)	部	
第4版 要件事実民法(8) 相続(補訂版) [068007]	定価 7,920円(本体 7,200円)	部	

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

- *現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。(いづれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額(商品の税込価格+送料)の合計が
1万円以下の場合、300円+税
3万円以下の場合、400円+税
10万円以下の場合、600円+税
*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者
に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用
いただけません。

年 月 日

〒 _____

ご住所 _____

事務所名 _____ 公用 私用

フリガナ _____ TEL _____

ご氏名 _____ 様 ④ E-mail _____ ④

お客様個人情報の取扱いについて
お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての開示、修正、削除、利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印

- 要件民法4(1)補 (068841)
- 要件民法4(2) (103408)
- 要件民法4(3)補 (063297)
- 要件民法4(4)補 (064501)
- 要件民法4(5)1 (056630)
- 要件民法4(5)2 (056648)
- 要件民法4(6) (103424)
- 要件民法4(7) (103325)
- 要件民法4(8)補 (068007) 2019.12 SE